

## 第2章 環境の現状



### 2-1 環境分野の社会潮流

#### (1) 資源循環分野

日本経済の発展は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造をもたらし、ごみ処理や資源利用といった様々な環境負荷を増大させています。そのため、国は平成12(2000)年6月に「循環型社会形成推進基本法」を施行し、令和6(2024)年8月には「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しました。この計画は、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決につながるものであり、国家戦略として取り組むべき重要な政策課題としています。

また、近年のプラスチックごみ問題等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まっていることから、国は令和元(2019)年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、3R+Renewableの基本原則と、6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げました。さらに、令和4(2022)年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行し、プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環を促進するための取組を進めています。

千葉県においても、これらの方針を踏まえ、令和3(2021)年3月に「第10次千葉県廃棄物処理計画(千葉県食品ロス削減推進計画)」を策定し、廃棄物の適正処理や食品ロス対策を推進しています。



出典：環境省「プラスチック資源循環」

図2-1 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」キービジュアル

## (2) 地球環境分野

平成 30(2018)年に公表された IPCC 「1.5°C特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇について、2°Cを十分下回り、1.5°Cの水準に抑えるためには、世界の二酸化炭素の排出量を「2030 年までに 2010 年比で約 45%削減」し、「2050 年頃には正味ゼロ」とすることが必要であると示されています。

こうした状況を踏まえ、国内では、内閣総理大臣が令和 2（2020）年 10 月の所信表明において、「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050 年カーボンニュートラルを目指すこと」を宣言しました。

そして、国は令和 7（2025）年 2 月に改定された「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。この計画では、次期 NDC（国が決定する貢献）達成に向け、エネルギー基本計画及び GX2040 ビジョンと一体的に対策や施策を実施することが盛り込まれています。

また、脱炭素化に向けて、温室効果ガス濃度の上昇を抑制する「緩和」の取り組みが進められる一方で、地球温暖化の影響は現在も顕在化しており、観測記録を更新するような異常気象が私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。このため日本では、国全体が気候変動の影響を回避し低減することを目的として「気候変動適応法」を平成 30（2018）年に制定し、令和 5（2023）年には熱中症対策を強化するための改正が行われました。これらの状況を踏まえ、各自治体が気候変動への適応策を講じています。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム

図 2-2 緩和と適応

### (3) 生活環境分野

G7広島首脳コミュニケ（令和5（2023）年5月20日）では「我々の地球は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機に直面している」と明確に述べられ、「汚染」という危機が取り上げられました。この「汚染」への対応は「人の命と環境を守る基盤的取組」であり、国や地方自治体の環境行政の不変の原点として進めていくことが重要です。化学物質やマイクロプラスチック等による水・大気・土壌等の環境汚染等は、生物多様性など自然資本への大きなリスクであると同時に、人の健康、ウェルビーイングへのリスクとして引き続き対応が必要な課題となっています。

国内では、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭といった、いわゆる典型7公害への対策が一定の成果を上げ、大気や水質の環境基準の達成状況も長期的には改善傾向にあります。

しかし、騒音や悪臭といった市民の生活に密着した問題は依然として残っているほか、本市から排出される水の約80%が流れ込んでいる印旛沼は、全国の湖沼の中でも厳しい水質汚濁の状況が続いており、COD（化学的酸素要求量）も環境基準値を超過した状況が長期的に続いています。「ウェルビーイング／高い生活の質」を実現するためにも一層の対策が必要です。



出典：総務省「3分でわかる公害紛争処理制度」

図2-3 公害の定義（典型7公害）

#### (4) 自然環境分野

地球上の生物は数千万種ともいわれ、気候や地形、地質等に応じて、さまざまな生態系が形づくられています。生物の多様さと生息環境の多様さを表す言葉として、「生物多様性」が使われるようになり、これらから得られる様々な恵みを将来世代においても享受し続けられるよう、その維持・充実を図る必要があります。

令和4（2022）年12月にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、令和12（2030）年までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、各国はそれを踏まえ生物多様性国家戦略を策定・改定することが求められました。

これらの状況を踏まえ、国は令和5（2023）年3月に、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを意味する、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略として「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定しました。

千葉県においても、平成20（2008）年3月に「生物多様性ちば県戦略」を策定し、県域の自然環境の保全及び回復活動の推進や、住民、事業者の生物多様性に関する理解促進に取り組んでいます。

また、千葉県では生物多様性ちば県戦略の推進を目的に、様々な主体との連携により生物多様性に関する情報の収集や提供、調査研究、普及啓発などを行う生物多様性センターを設置しています。



出典：千葉県環境生活部自然保護課生物多様性センターホームページ

図2-4 千葉県の生物多様性への取り組み

## 2-2 本市の現状

### (1) 位置・地勢

本市は、千葉県のほぼ中央に位置し、東京から 50 km 圏内にあり、京葉工業地帯からは 20 km、成田国際空港から 10 km の位置にあります。東は山武市に接し、南は東金市・千葉市に、西は佐倉市に、北は酒々井町・富里市にそれぞれ接しています。東西は約 7.7 km、南北は約 16 km あり、総面積は 74.94 km<sup>2</sup> です。

下総台地の南部に位置する本市は、大きな河川や山はなく、大部分を為す平坦な台地と、それを樹枝状に刻む谷（谷津）から構成されています。

台地面の標高は北部で約 40m、南部で約 65m となっており、全体として北側へ傾斜しています。

また、茂原から香取にかけて延びる隆起帯（下総台地東部隆起帯）の軸が、市東部を南南西-北北東方向へ延びており、これが印旛沼水系と九十九里側水系との分水嶺となっています。



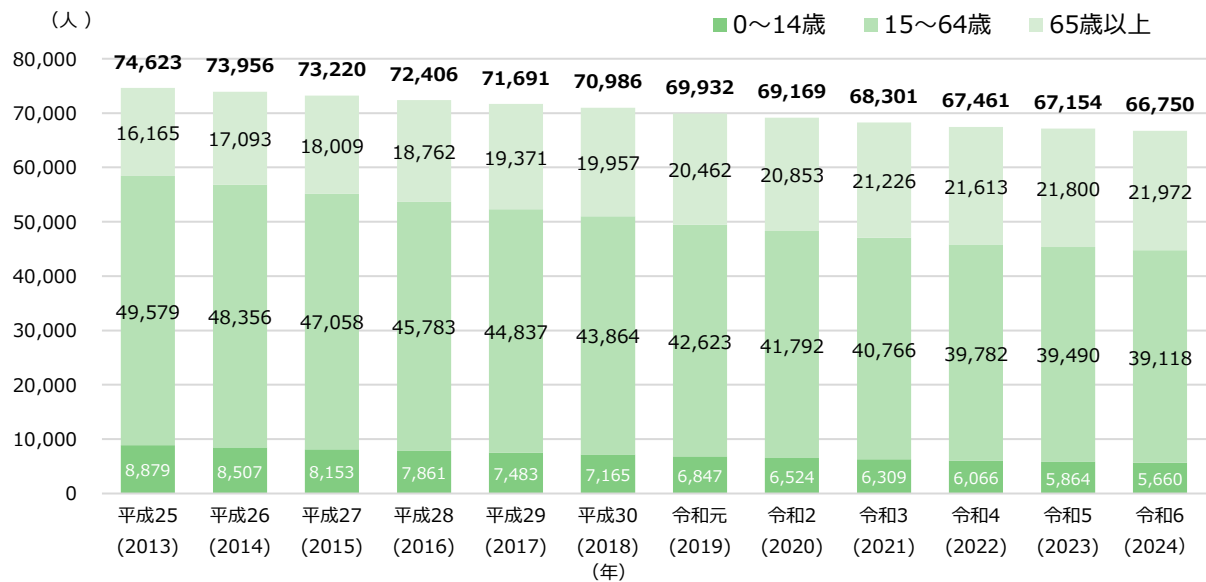
出典：八街市都市計画マスタープラン

図 2-5 八街市の位置

## (2) 人口

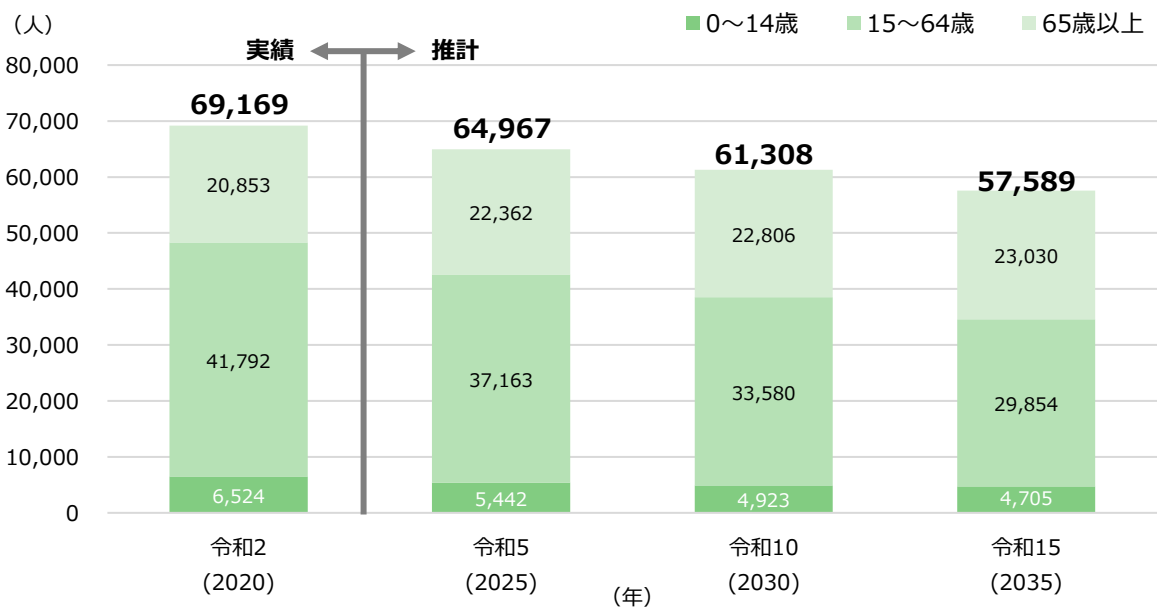
本市の人口は、減少傾向にあります。年代別に人口の推移をみると、年少人口（15歳未満）および生産年齢人口（15歳以上65歳未満）において減少傾向にある一方で、老年人口（65歳以上）は上昇傾向にあります。

さらに、本市による人口の将来推計では、今後、人口減少及び少子高齢化が進み、令和22(2040)年には65歳以上の人口が全体の4割を上回ることが予測されています。



八街市ホームページ「年齢（5歳階級、各歳）別・男女別人口」のデータを基に作成  
 ※年齢階級別の外国人住民数が非公表となる場合や年齢不詳者がある場合は、年齢階級毎の合計と総数が一致しないことがあります。

図2-6 人口推移

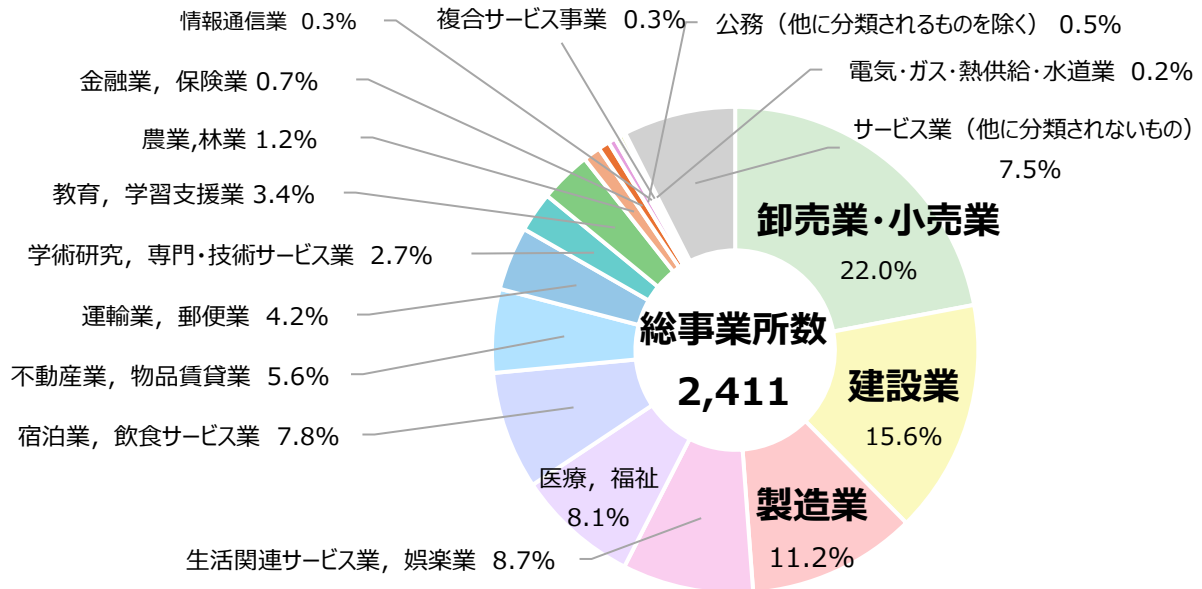


八街市総合計画2025のデータを基に作成

図2-7 人口の将来推計

### (3) 産業

経済センサス活動調査によると、本市には 2,361 の事業所があり、卸売業・小売業が最も多く 22.4%、次いで建設業が 15.8%、製造業が 11.4%、生活関連サービス業、娯楽業が 8.8% となっています。

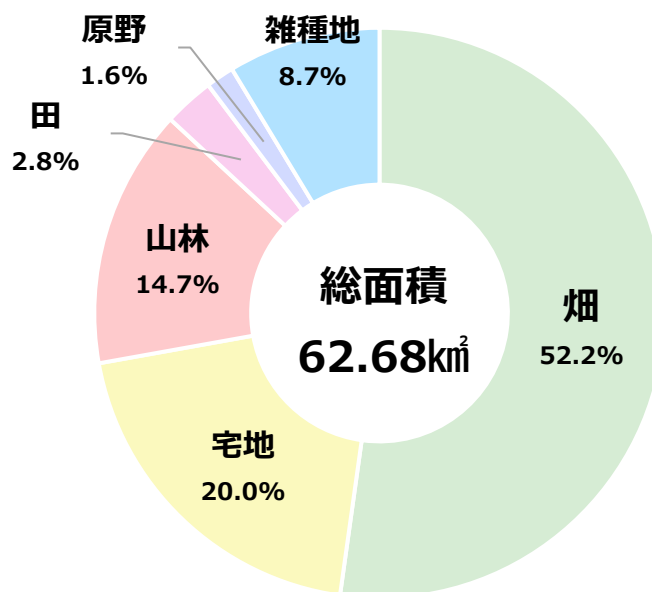


八街市統計書を基に作成

図 2-8 業種別事業所割合

### (4) 土地利用の面積割合

本市の地目別課税面積 62.68 km<sup>2</sup>のうち、畑が 52.2%と最も高い割合を占めています。次いで、宅地が 20.0%、以降は山林、雑種地、田、原野と続きます。



八街市統計書を基に作成

図 2-9 土地種別割合（地目別課税面積）

山林の多くは台地と谷津田の境界にある斜面樹林です。そのほか、南部地域には千葉県の内陸防風保安林の半数以上を占める防風保安林が畑をとりまく形で点在しています

また、市街地の緑地保全として、中央公園をはじめとした都市公園が設置されています。令和5(2023)年度の人口一人当たりの都市公園面積は0.83㎡/人であり、八街市都市公園条例第2条で「10㎡以上」と定められている住民一人あたりの都市公園面積の標準を大きく下回っています。

表2-1 公園緑地等面積の推移 (ha)

区分	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
都市公園	5.53	5.53	5.53	5.53	5.53	5.53	5.53	5.53	5.53	5.53	5.53
児童遊園	1.88	1.88	1.88	1.88	1.88	1.88	1.88	1.88	1.88	1.71	1.83
緑地	2.26	2.26	2.26	2.26	2.26	2.26	2.26	2.26	2.26	5.16	5.16
保安林	192.1	179.03	179.03	179.03	192.3	192.3	187.6	187.6	187.4	185.6	185.5
合計	201.77	188.7	188.7	188.7	201.97	201.97	197.3	197.27	197.07	198.00	198.02

八街市環境白書を基に作成

### コラム 防風林とは

八街市を含む下総台地は一年中風が強く、春先の南西風は時に風速 20m/s にも達します。農耕地の土壌は、富士山噴火による火山灰が厚く堆積した黒ボク土と呼ばれ、粒径がとても細かいために風によって移動し易い特性があります。

このような環境条件により、八街市では冬明けから春先にかけて落花生畑の土が強風によって巻き上げられて起こる砂埃、通称やちぼこりが発生します。

農業地域に存在する防風林は、強い季節風や台風から農地と農作物を守り、農村の背景を高め、土砂流出防止の役割を果たしています。風を防ぐ役割だけでなく、土砂流出の防止、木陰による休息場所の提供、農村景観の形成など、農村の環境を守り育てる効果もあります。



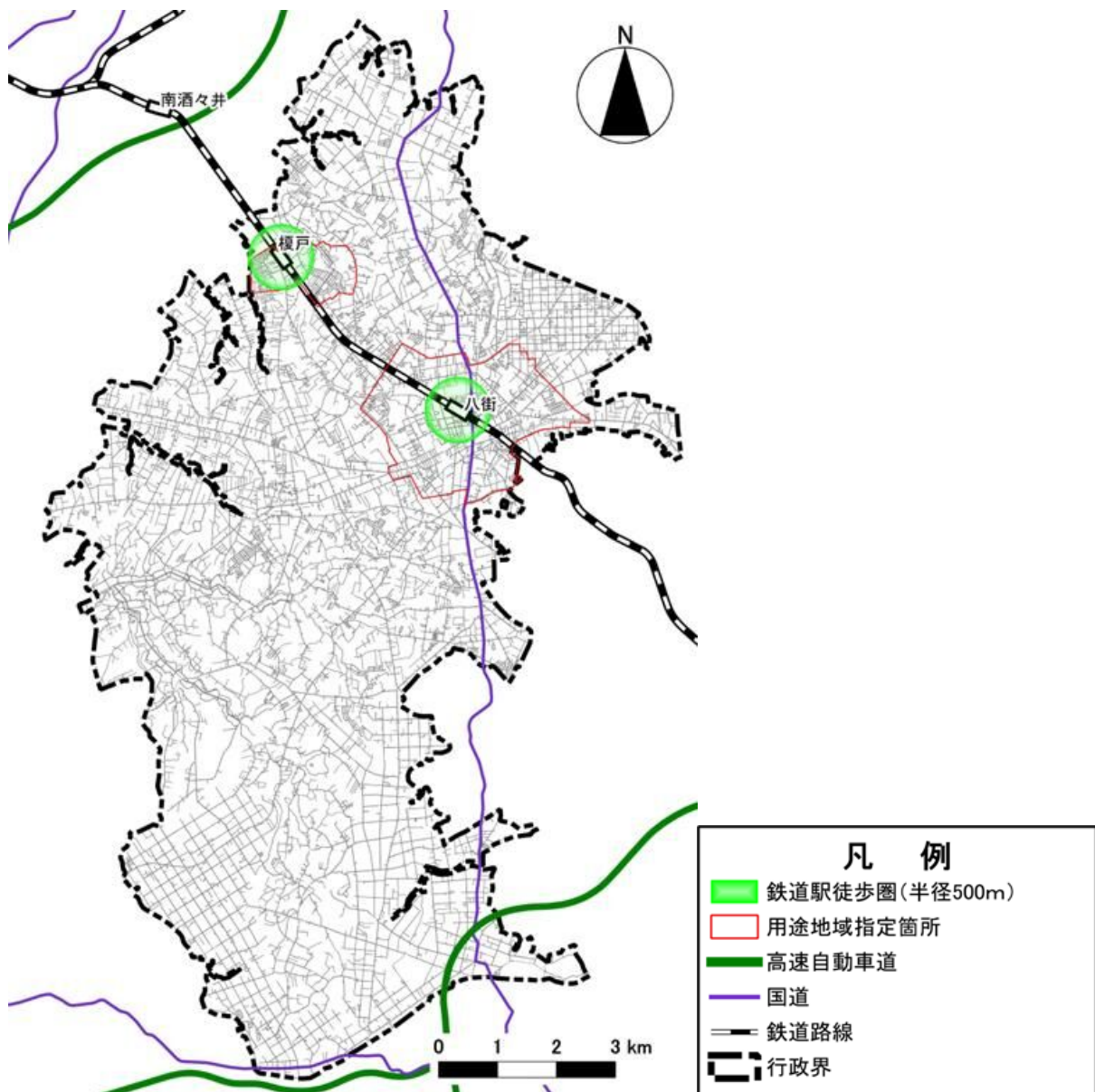
出典：千葉県 HP「内陸防風保安林のはなし | 北部林業事務所」

### (5) 交通網の整備状況

本市の鉄道は、都心と銚子を結ぶ JR 総武本線が北西-南東方向に通っており、八街駅及び榎戸駅の2駅があります。

交通状況は、本市の南側に千葉東金道路と国道126号が通り、千葉市と銚子市方面への重要な幹線道路となっています。本市北部は、北から富里酒々井線、千葉八街横芝線、千葉川上八街線などの主要地方道が東西に通り、これと直交して国道409号が南北に通っています。

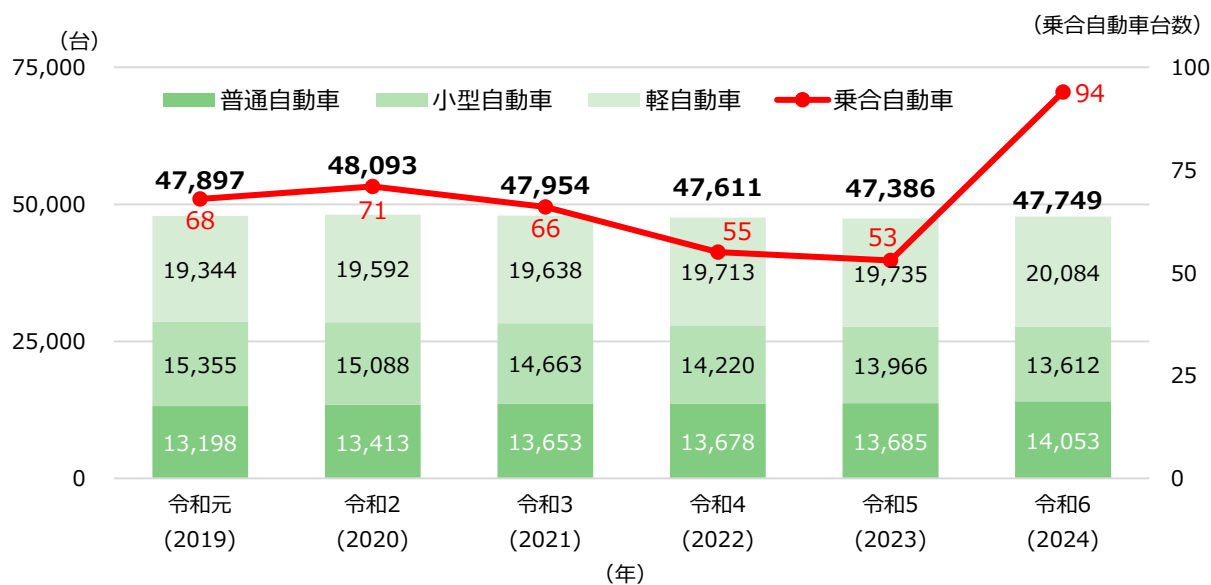
また、公共交通機関では、コミュニティバス（ふれあいバス）や民間による路線バス、タクシーがあります。タクシーにおいては、令和5年10月から予約型のりあいタクシー「チョイソコやちまた」の実証運行を行っており、デマンドタクシーの促進を図っています。



出典：八街市都市計画マスタープラン

図2-10 公共交通の概要

車種別自動車登録台数については、登録台数は横ばいに推移していますが、普通自動車・軽自動車の登録台数はゆるやかに増加、小型自動車は減少傾向、乗合自動車は減少傾向から一転増加しました。

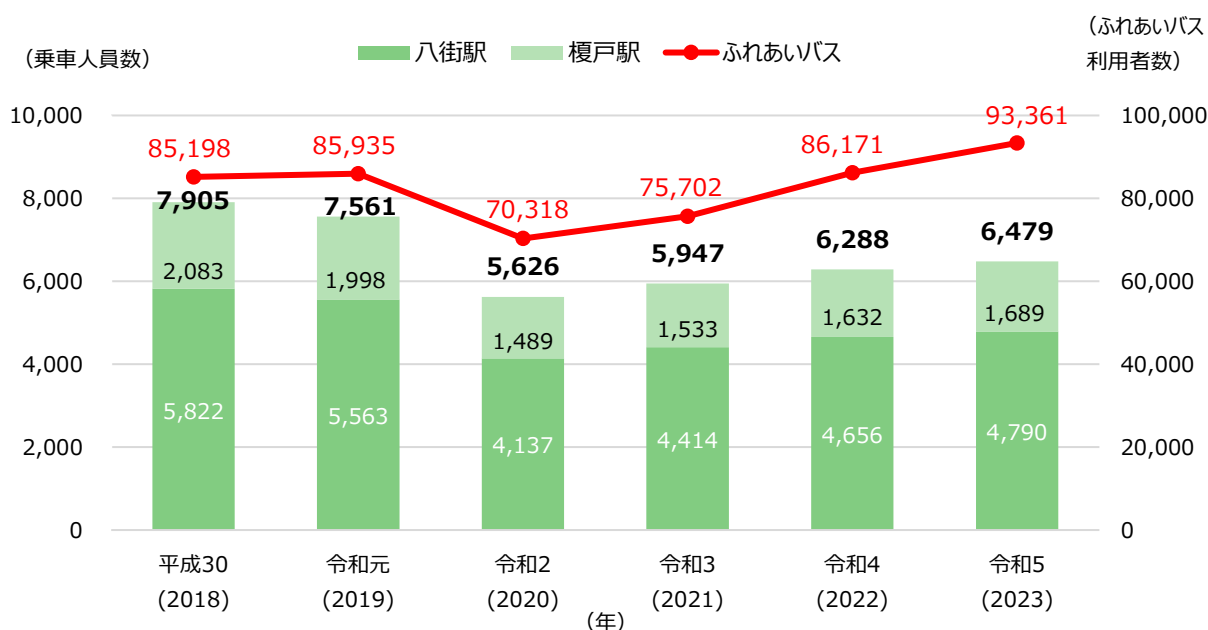


八街市統計書を基に作成（一部抜粋）

図 2 -11 車種別自動車登録台数の推移

公共交通については、JR の 1 日平均乗車人員数はコロナ禍の影響で令和 2（2020）年に大きく減少しており、以降は増加傾向にあります。コロナ禍の前の水準までは戻っていません。

同じく、ふれあいバス利用者数も令和 2（2020）年に大きく減少していますが、以降は増加しており、令和 5（2023）年には平成 30 年以降最高の利用者数となりました。



八街市統計書を基に作成

図 2 -12 JR 駅別 1 日平均乗車人員とふれあいバス利用者数の推移

## (6) 二酸化炭素排出量

令和3（2021）年に市域全体から排出された二酸化炭素排出量は 478,473t-CO<sub>2</sub>です。令和7（2025）年1月に策定した「八街市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の基準年度である平成25（2013）年度と比べ、排出量は12.9%減少しています。

産業部門の排出量は部門中唯一増加しており、以前より製造業の割合が増加しています。

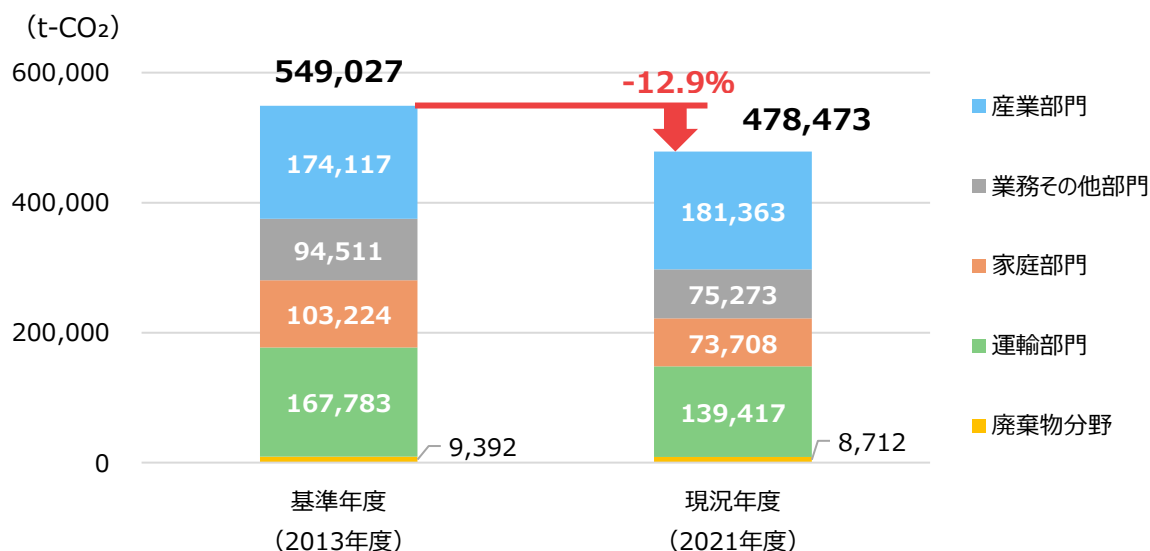
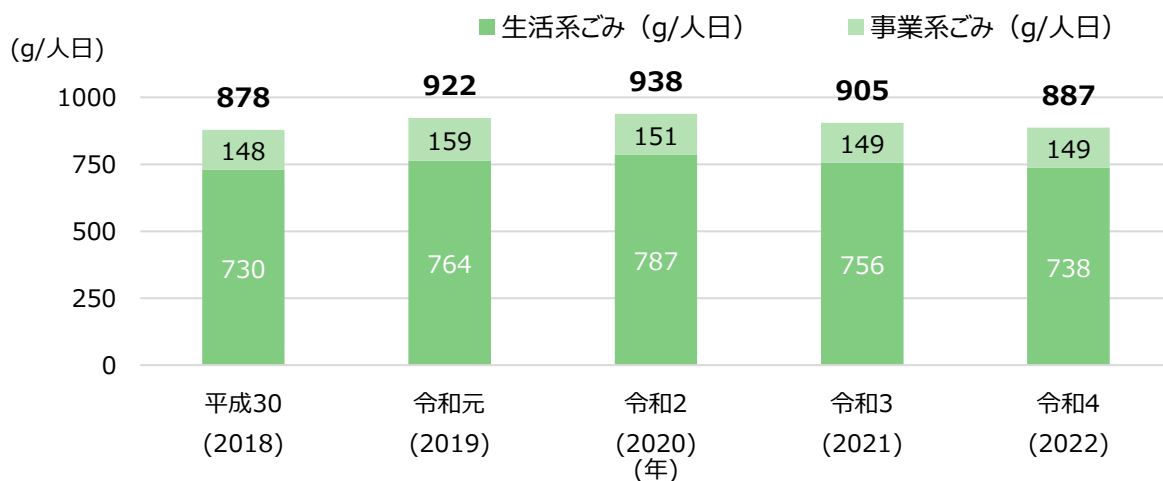


図 2-13 二酸化炭素排出量

## (7) 廃棄物・リサイクル

本市のごみの総排出量は、市民・事業者・行政の一体となった取組により減少傾向にあります。ごみ分別の更なる適正化を図り、3Rの推進による循環型社会の構築を推進します。



八街市一般廃棄物処理基本計画を基に作成

図 2-14 ごみの排出量原単位の推移

## (8) 水質

印旛沼は、急激な都市化による生活環境の変化や社会経済活動等の影響により水質が悪化しています。水質汚濁の最大の原因は生活排水であり、「5年以内で可及的すみやかに」とされているCOD環境基準（COD75%値：3mg/L）達成のためにも、市民一人ひとりの水質保全への理解と協力が必要です。

表 2-2 印旛沼の環境基準達成状況

湖沼名	地点名		H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
印旛沼	上水道 取水口下	75%値 (mg/L)	11	14	12	13	15	14	12	13	15	15
		判定	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

千葉県令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書を基に作成

本市の主要河川として、流域を貫流し印旛沼に注ぐ利根川水系一級河川の鹿島川とその支川にあたる高崎川、本市付近に源を発する二級河川の作田川があります。毎年水質調査を実施し、BOD（生物化学的酸素要求量）をはじめとした環境基準目標値達成に努めています。

表 2-3 主要河川のBOD値の推移（単位：mg/L）

湖沼名	地点名	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
鹿島川	夕日丘	1.8	1.3	3.4	2.2	2.2	1.7	1.4	2.4	1	5.6	2.5
	用草	1.6	1.2	2.3	2.3	1.4	1.4	1.6	1.1	0.8	2	0.7
	根古谷	1.1	0.8	2.5	1.9	1.2	1.5	1.1	0.6	1.3	1.8	1.1
	大谷流	0.9	1	2.5	1.6	1	1.2	1.4	0.6	<0.9	1.5	0.6
	上砂	1.6	0.8	2.6	2.1	1.9	0.9	1.6	1	<0.9	1.4	0.6
	勢田 (四木)	1	1	2.6	1.5	1.6	1.2	1.1	0.6	1.3	1.9	<0.5
	東吉田	2.5	2	3.6	2.2	3.2	1.8	1.9	7.9	1.8	2.2	1.5
高崎川	文違	5.6	4.1	8.5	9.1	5.1	4.5	3.6	5.4	3.8	5.2	4.1
	榎戸 落合	4.5	3	6.7	5.7	4.2	2.8	8.7	5.9	3.2	7	5.4
	榎戸 宮下	3.8	2	6	4.7	6.3	2.5	3	2.2	2.1	3.3	1.9
	真井原	2.1	2.1	4.2	4	2.8	1.3	1.5	2	1.9	1.8	1.4
	大関	10.7	8.3	9.4	15.5	9.9	3.9	4.5	5.4	5.8	8.8	7.5
	朝日	8.5	7.8	13.1	17	8.1	3.8	7.1	4.9	6.7	11.1	8.3
作田川	大木	0.6	0.7	5.9	2	0.8	1.3	0.9	0.8	1	2.2	0.6
	沖渡	4.8	8.6	16.7	28	19	4.2	6.7	11	10.1	24.5	9.7

八街市環境白書を基に作成

## (9) 大気

本市では、市内1カ所に一般環境大気測定局が設置されており、光化学オキシダント(Ox)、浮遊粒子状物質(SPM)や微小粒子状物質(PM2.5)等を測定しています。

表2-4 大気環境基準達成局数の推移(達成局数/設置局数)

	八街市八街測定所(測定場所:八街中央公園)			
	光化学オキシダント(Ox)	浮遊粒子状物質(SPM)	微小粒子状物質(PM2.5)	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )
H25(2013)	0/1	1/1	—	1/1
H26(2014)	0/1	1/1	—	1/1
H27(2015)	0/1	1/1	—	1/1
H28(2016)	0/1	1/1	—	1/1
H29(2017)	0/1	1/1	—	1/1
H30(2018)	0/1	1/1	1/1	1/1
R1(2019)	0/1	1/1	1/1	1/1
R2(2020)	0/1	1/1	1/1	1/1
R3(2021)	0/1	1/1	1/1	1/1
R4(2022)	0/1	1/1	1/1	—
R5(2023)	0/1	1/1	1/1	—

千葉県大気環境常時測定結果を基に作成

また、大気汚染に係る苦情(野焼きの悪臭等)についても多数寄せられており、発生源への対応を行うとともに話し合いによる解決等を促しています。

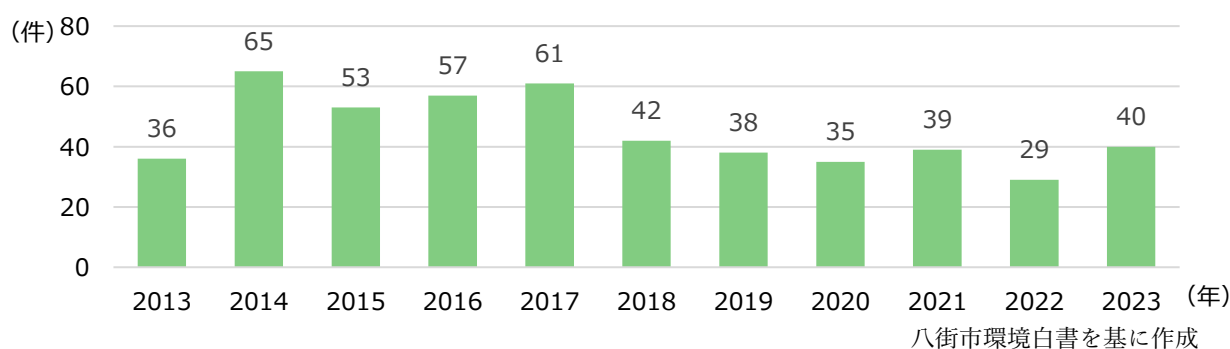


図2-15 大気汚染に係る苦情件数の推移

## (10) 騒音

本市では、市内における主要幹線道路を対象に道路沿道の面的評価を行い、自動車騒音の状況を把握しています。令和6年度の調査では、調査区間のうちすべての住居等で昼間・夜間ともに環境基準値を満たしました。